

水田活用の直接支払い交付金 水張りルールについて

- ・令和4～8年度の期間に、一度も「水稲作付」が行われていない水田は、令和9年度から水田活用の直接支払い交付金の交付対象とはなりません。
 - ・一度交付されなくなった水田は、後に「水稲作付」を行っても交付対象にはなりません。
- ※令和9年度以降も中4年間隔で水稲作付が必要です。

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
例01	畑作	畑作	畑作	畑作	水稲	畑作	畑作	畑作	畑作	水稲	畑作
例02	畑作	畑作	畑作	畑作	水稲	畑作	畑作	畑作	畑作	畑作	対象外
例03	畑作	畑作	畑作	畑作	畑作	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
例04	畑作	畑作	水稲	畑作	畑作	畑作	畑作	水稲	畑作	畑作	畑作

○水稲作付が困難な水田の場合、以下の要件を全て満たすことで、令和9年度からも交付金の交付対象となります。

- (1) 湛水管理を1ヶ月以上行うこと。(湛水記録簿の提出)
- (2) 農地1筆ごとの作物の収量を5年間記録に残すこと。
- (3) 湛水せずに収量が低下した場合には、連作障害を原因としたものか自然災害等を原因としたものか等の証明すること。